

改正

平成20年10月30日告示第208号

平成23年6月24日告示第191号

平成24年6月27日告示第168号

平成26年6月17日告示第278号

平成27年4月1日告示第178号

安曇野市建設工事総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市が発注する建設工事について、総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札を試行的に実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、次条に定める工事について請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格及びその他の条件が安曇野市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の工事成績、工事实績、技術者の能力等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他総合評価落札方式によることが適当であると認められる工事

2 対象工事は、安曇野市建設工事等指名選定委員会（以下「指名選定委員会」という。）が審査し決定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、令第167条の10の2第3項に規定する落札者基準として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合評価点（価格その他の条件に基づいて総合的に算定した評価点をいう。以下同じ。）
- (2) 価格点（入札価格に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）及び価格以外の評価点（工事成績等に基づいて算定する評価点をいう。以下同じ。）
- (3) 価格以外の評価点の評価項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象工事の性質に応じて必要となる事項

2 前項に規定する総合評価点、価格点及び価格以外の評価点の算定は、別に定める。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価落札方式の入札を実施するに当たっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者に意見を聴かなければならない。ただし、当該意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見がされたときは、当該落札者を決定しようとするときにも学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(実施の適否及び落札者決定基準の決定)

第6条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、総合評価落札方式による入札の適否及び落札者決定基準について、指名選定委員会の審査に付して決定するものとする。

(周知)

第7条 市長は、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知書により周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 次条第1項各号に規定するものを提出すべきこと。
- (3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者決定基準及び落札決定方法
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価について質疑照会ができること。

(入札参加及び評価項目算定資料の提出)

第8条 対象工事のうち次に掲げるもの（以下これらを「評価項目算定資料」という。）を開札前に審査する工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式第1号）及び評価項目算定資料を入札公告又は指名通知書に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 評価項目算定資料の提出について（様式第2号）
- (2) 価格以外の評価点算定書（様式第3号）
- (3) 工事成績評定点調書（様式第4号）
- (4) 同種工事实績調書（様式第5号）
- (5) 配置技術者予定調書（様式第6号）
- (6) 施工計画書（様式第7号）

2 対象工事のうち評価項目算定資料を開札後に審査する工事の入札参加者は、競争入札（総合評価落札方式）参加申請書（様式第1号）及び価格以外の評価点算定書（様式第3号）を入札公告又は指名通知書に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(価格以外の評価点の決定)

第9条 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に基づき指名選定委員会が審査し、決定するものとする。

2 指名選定委員会の委員長は、審査結果を市長に報告するものとする。

(価格以外の評価結果の公表及び疑義照会)

第10条 前条の規定により価格以外の評価点を決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調

書（様式第8号）を作成し、市のホームページに掲載して公表するものとする。

- 2 入札参加者は、前項の規定により公表された日の翌日から起算して2日以内に、自らの価格以外の評価点に係る疑義について、市長に対し照会することができる。
- 3 市長は、前項の規定による照会があった場合は、指名選定委員会の審査に付し、回答するものとする。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による審査の結果、価格以外の評価点を修正した場合に準用する。
（開札及び総合評価点の算出）

第11条 開札は、価格以外の評価点が決定した後に行うものとする。

- 2 総合評価点の算出は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について行う。
（落札候補者の決定方法）

第12条 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価点の最も高い者の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- 3 前2項の場合において、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。ただし、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
（落札者の決定）

第13条 市長は、落札候補者を決定したときは、評価項目算定資料を開札前に審査する工事にあつては、直ちに指名選定委員会の審査に付して落札者を決定するものとし、評価項目算定資料を開札後に審査する工事にあつては、落札候補者に評価項目算定資料（第8条第1項第2号に規定するものを除く。）の提出を求め、価格以外の評価点算定書（様式第3号）と確認のうえ指名選定委員会の審査に付して落札者を決定するものとする。この場合において、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないときは、次順位者に当該資料の提出を求め、順次審査し、落札者を決定するものとする。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、市のホームページに掲載して公表するものとする。
（虚偽記載等の措置）

第14条 市長は、提出した資料等に虚偽の記載をし、又は明らかに悪質と認められる行為をした入札者に対し、入札の参加制限、契約の不締結又は契約の解除を行うものとする。

- 2 前項の規定は、当該入札者に対し入札参加停止等の措置を別に講ずることを妨げるものでない。
（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年10月30日告示第208号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月24日告示第191号）

この告示は、平成23年6月24日から施行する。

附 則（平成24年6月27日告示第168号）

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年6月17日告示第278号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第178号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。